

第340回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和3年3月11日(木) 午前10時57分～午後0時21分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室
(広島市中区基町10-52)

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和3年3月2日(火)

招集者 広島県知事

3 出席者

委員(10人) 辻駒健二, 河合幸一郎, 飯尾協, 山崎英治, 八谷輝行, 山下頼信,
小池勝, 箕野博司, 宮林豊, 中尾文治

県(5人)	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	飯田 悦左
	〃	主 査	福地 博子
	西部農林水産事務所水産課	課 長	廣中 孝一
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(3人) 山根次長, 中林主査, 友井技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第1号議案 会長の選出について

(結 果) 辻駒委員を会長に選出した。

第2号議案 副会長の選出について

(結 果) 河合委員を副会長に選出した。

第3号議案 広島県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第4号議案 広島県内水面における水産動植物の採捕許可取扱い方針の改正について

(結 果) 原案のとおり承認された。

(2) 報告事項

・第五種共同漁業権に係る令和3年の増殖目標について

6 議事の経過

午前10時57分、事務局の山根次長が第340回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は10名で、本委員会が成立していることを報告した。

第21期委員会の初会議で会長が決まっていないため、開会に当り農林水産局長の挨拶を水産課長が代読した。

【仮議長の選出について】

山根次長 今回の委員会は、第21期の初委員会であり、まだ会長が決まっておりませんので、これから議事を進行するための仮議長を選出したいと思います。いかが取り計らいましょうか。お諮りいたします。

飯尾委員 慣例により、水産課長に仮議長をお願いします。

山根次長 ただいま、飯尾委員から水産課長に仮議長をとの発言がありましたので、水産課長を仮議長に選出することに決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

山根次長 それでは、飯田水産課長に仮議長をお願いします。

仮議長 水産課長の飯田でございます。不慣れではございますが、仮議長を務めさせていただきます。委員の皆様のお協力をお願いします。

始めに、選任後の初委員会でございますので、各委員の皆様から自己紹介をお願いします。（辻駒委員から順次、自己紹介を行った。）

仮議長 委員会規程第13条で「議事録には、会長及び会長の指名した出席委員2人以上が署名押印しなければならない。」とあります。会長は、第1号議案で選出することになっておりますので、私からは会長以外の議事録署名者を2名指名させていただきます。

議事録署名者を飯尾委員と山崎委員にお願いします。

【第1号議案 会長の選出について】

【第2号議案 副会長の選出について】

仮議長 それでは議事に入ります。第1号議案が「会長の選出について」、第2号議案が「副会長の選出について」となっております。第1号議案と第2号議案は関連がございますので、一括で上程致します。いかが取り計らいましょうか。御意見をお願いします。

飯尾委員 前期委員会で会長をされていた辻駒委員、副会長の河合委員が、今期も委員でいらっしゃると思います。引き続き、会長に辻駒委員、副会長に河合委員にお願いできればということで、推薦させていただきます。

仮議長 　ただいま、飯尾委員から、会長は辻駒委員、副会長は河合委員にお願いしたいという御意見がございましたが、いかがいたしましょうか。

全委員 　異議なし。

仮議長 　異議がないようでございますので、会長に辻駒委員、副会長に河合委員が選出されました。よろしくお願いたします。

　ただいま会長・副会長が決まりました。広島県内水面漁場管理委員会規程第6条において「会議の議長は、会長がこれにあたる」と規定されていますので、ここからの議長を辻駒会長にお願いしまして、仮議長としての私の役目はここまでとさせていただきます。委員の皆様、御協力ありがとうございました。

（仮議長が議長席を退き、会長が議長席に着く。）

山根次長 　ただいま会長、副会長が選出されました。第3号議案に移ります前に、はじめに辻駒会長から、就任の御挨拶をお願いします。

辻駒会長 　（第21期広島県内水面漁場管理委員会の会長就任の挨拶）

山根次長 　続いて、河合副会長から御挨拶をお願いします。

河合副会長 　（副会長就任の挨拶）

山根次長 　ありがとうございました。それでは議事のほうに戻りたいと思います。これからの議事の進行を辻駒会長をお願いします。

【第3号議案 広島県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について】

議長 　はい。それでは、円滑な議事の進行に努めて参りたいと思いますので、委員の皆様のお協力をお願いいたします。

　では、第3号議案「広島県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について」を上程します。事務局から説明してください。

山根次長 　（提案の理由及び根拠規定を説明した。また、規程の改正内容について、委員会開催の公示期間の変更及び改正漁業法で義務づけられた議事録の公表を、広島県ホームページに3年間掲載して行う規定を追加する案を、資料2-1、2-2により説明した。）

議長 　ただいまの説明について、委員の皆様、御意見、御質問はございませんか。

全委員 　（意見なし）

議長 　御意見、御質問がないようですので、第3号議案「広島県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 　異議なし。

議長 　異議なしということですので、第3号議案「広島県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について」は、原案のとおり承認します。

【第4号議案 広島県内水面における水産動植物の採捕許可取扱い方針の改正について】

議長 続きまして、第4号議案「広島県内水面における水産動植物の採捕許可取扱い方針の改正について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

山根次長 (提案の理由及び根拠規定を説明した。)

福地主査 (広島県漁業調整規則(規則)第33条に定める内水面の採捕許可に係る取扱い方針について、規則改正による条ずれの修正、許可しない場合の基準の追加、許可証の書換交付、再交付及び内容変更許可の手続きの追加等の改正を行う案を、資料3により説明した。)

議長 第4号議案「広島県内水面における水産動植物の採捕許可取扱い方針の改正について」をお諮りいたします。ただいまの説明について、委員の皆様の御意見を申し上げます。

宮林委員 労働関係法令というのは、具体的にはどのようなものですか。

福地主査 労働基準法などです。資料には載せておりませんが、水産庁から関係法令に該当する法律が示されております。

宮林委員 この改正はどのような趣旨なのですか。

福地主査 今般漁業許可の基準に、今までの漁業関係法令だけではなく、労働関係法令が加わり厳しくなりました。内水面の採捕許可につきましては、海面の許可と違い、商売でやることはあまりないと認識していますので、そこに労働関係法令を入れるのは個人的にはしっくりこないと思っておりますが、水産庁の調整規則例の中で定められており、各県で判断することが難しく、入れざるを得ませんでした。

宮林委員 不当労働を想定しているのですかね。

中尾委員 私も詳しく勉強しているわけではありませんが、弁護士の立場から、おそらくこうではないか、ということを確認させていただきます。ここでいう労働関係法令違反というのは、所謂タコ部屋のような、労使関係にないのに人を集め、獲らせることを想定しているのではないかと思います。労働法違反で刑に処されることは、よっぽどのことです。違反の典型例は残業代の未払いや給料の遅滞などですが、それだけで刑までになることはなかなかありません。おそらく刑になるということは、人身売買に近いような状況を想定されているのではないかと個人的に思います。

もう1点、資料3-3の第2条(1)アについて、漁業法では5回以上では許可しないとしているということですが、方針では2回以上としており、法令よりも重くしているのはどういう整理ですか。

福地主査 5年で5回というのは、県の許可基準であり、法令ではありません。海面の漁業者の許可の基準で、5年のうち5回と定められています。遵法精神のない人には許可をしないという趣旨で、5年に5回違反し、許可を取り消された人は遵法精神がないとみなします。そういう意味では5年に2回というのは重くなっておりますが、漁業者

の方は生業でやられているため、ほぼ毎日操業しており、違反の機会も多くなります。今回の採捕の許可は生業でも試験研究でもなく、件数からみても、違反の機会は少ないです。ただ、何の基準もなしに遵法精神があるというのも難しいと思い、漁業関係法令違反の回数と比較したときに重くなりますが、めったにないことですので、定めさせていただきました。

中尾委員 御説明ありがとうございます。

議長 長 ほかに御意見、御質問はございませんか。

全委員 (意見なし)

議長 長 ないようですので、第4号議案「広島県内水面における水産動植物の採捕許可取扱い方針の改正について」は、原案のとおり改正することによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 長 異議なしということですので、第4号議案「広島県内水面における水産動植物の採捕許可取扱い方針の改正について」は、原案のとおり承認します。

議長 長 付議事項の審議は終了しました。続いて「報告事項」に移ります。「第五種共同漁業権に係る令和3年の増殖目標について」県から報告してください。

福地主査 (毎年12月に発動される漁業権対象種の増殖に係る委員会指示は、昨年12月は新型コロナウイルス蔓延防止のため委員会が開催できず、委員会指示を発出しなかったことから、代わりに県が増殖指導という形で、令和2年と同量・同手法の増殖を実施するよう関係漁業協同組合へ通知した旨を、資料4により説明した。)

議長 長 ただいまの説明について、御意見、御質問はありませんか。

私から質問を良いですか。昨年の7月の豪雨災害の影響で、かなりの河川で公共工事が行われています。漁が行える状況ではなく、遊漁者も川に入れません。このことについて組合から何かありましたか。

福地主査 今後工事を行っているときにどうするかという話は伺ったことがありますが、実際に工事等の影響で履行が難しいという話はいただいております。ただ、御事情はこちらのほうでも把握をしておりますので、できる範囲でという形になるかと思えます。適さない環境になった場所に、こちらから無理やり放流をして目標数を達成するようと言うつもりは全くありません。

議長 長 西日本豪雨災害の際も広島県内水面漁業協同組合連合会から組合の方には、公共工事、災害復旧に協力するようにと話をしており、市町の建設事務所のほうにも話しています。そうはいつでも、漁期の期間も災害復旧工事をしていますので、濁水対策をしっかりとやってください、1本の川の10か所で工事をやっていたら、10か所に対しての濁水対策をどうしているかと聞くと、建設業者によっては契約仕様書を見ても分からないといえます。このようなことでは、業者も困りますし、特に

我々漁業者の立場からしても困ります。組合員だけではなく遊漁者も困ります。実際に濁っていて漁ができないという苦情も出ています。県のほうも発注者へ向けての指導をしっかりといただき、漁期を外して工事をしてほしいですが、災害を受けられた方の1日も早い安心安全な生活が求められますので、1年間を通して工事をしたいことはわかります。ですから対策をしていただき、それに組合も協力するという形にしていきたい。

飯田課長 県として、どういう対応になっているかについて、御説明いたします。水産課の認識としては、漁期中に関わらず、濁水防止はしっかり行う必要があるという立場です。特に漁期中は、土木では技術企画課が対応しておりますが、こちらに申し入れをしております。有効な対策が取られているかという問題はありますが、今後とも土木サイドと連携し、会長がおっしゃたような、遊漁者に迷惑が掛からないように、漁協へも事前の説明を含めて行っていくようにと書いていこうと思います。

議長 もう1つ、組合のほうで情報が入ってこない案件で、山の資源をどうするかというところで、国から下りた事業等で実施している事業があります。そちらを実施するにあたって、組合へ行って水系を見れば、その川がどこへ流れているか、ヤマメなど、その川の渓流魚がわかりますが、そのような対策を全くせずに、山林の伐採をしています。伐採と言っても、昔は索道という、大きなワイヤーを張って、吊り上げて持って行っていましたが、今は山に折り返しの道をつけて、その道がそのままになっており、雨が降れば、山の上から土砂が川に流れます。このような方法で林業は資源の管理を含めて資源の活用をしています。地元の漁業組合や渓流魚のいる川に関心がないのではないかと思います。その川は一度そのような状態になると、復旧するのに3～5年はかかります。河川においても西日本豪雨の中で川に土砂が堆積していますから、この浚渫と抜根も必要です。これを何十年もしていませんから、石に泥や砂が1 m以上堆積しており、木を抜根すると根を下ろして流れないようになっていた砂が流れてしまいます。私が業者と話すときに言うのは、農業をしているものは田に石が入れば農業をできませんが、私たちも川に砂が入ればできないということです。大きな水が出て砂が入れば、それ以上の水が出なければ流れていきません。浮き石が沈み石になったところには、アユは一切おらず、底魚すらもいません。災害復旧を進めなければいけない、協力するという立場を漁協も示していますが、対策がしっかりできていない中でそのような被害も起こっています。山の業者は、この森の木を切るとこの谷に流れるということを理解し、対策をしてもらいたいですね。これは県のほうから直して、対応していただきたい。

河合委員 私からもいいですか。大規模に伐採すると、土壌が流れて、特に粘土質が流れます。粘土質は細かくて沈殿しないため、雨も降らないのに水中が懸濁します。そうすると光が通りにくくなるため、一気に石の表面に苔が生えなくなり、伐採した後

は可哀想なくらい、魚がいつぱんに獲れなくなります。大きい山では木材を出しますが、その際に枝打ちした小さい枝などが谷などに投棄され、淵が埋まってしまいます。こうなると、本来大きな雨が降って淵が削られていい状態となるところが、淵に枝が埋まると、淵が削られなくなり、魚が棲めるところがなくなるんですね。ものすごく大きな現象です。工事をした後の川の淵の復元は大事だと思います。私は県の河川チームの会議でよく話しているのですが、なかなかどうにもならないようです。瀬のほうは目立つので残されていますが、私の経験則で言うと、川では瀬は勝手にできます。大きな淵があれば、相当な取水があると、淵がえぐられて、下流の瀬に堆積するので、瀬はできるのです。淵を確保しなければどうにもなりません。なんとか土木や国に求めていきたいですね。

飯尾委員 アユの増殖をしている方に講演に来ていただくのですが、いろんな方策の中の、放流のやり方で、本流ではなく、支流に流しなさいと言われていています。なぜなら、本流は濁りがとれるのに時間がかかるため、支流に放流しないと効果が出ないそうです。伐採や災害復旧工事で濁りが出るのは仕方がないのですが、それを軽減するための対応を当事者同士で共有しながら対応していきたいですね。発注者側の事務所によっては連携というか、環境を保ってやってくれているところもあるのですが、地域によっては勝手に工事が始まっていたと言う漁協もあります。県のほうから、連携して進めるような、一連の流れを円滑に行うように申し入れをしていると言っていましたので、このような事がなくなるというか軽減していくようお願いをしていきたいです。

河合委員 苔が生えるというのは、川の生産の根本となる部分です。苔が生えない限り何も起こりません。苔が生えてそれを食べる虫が増え、その虫を食べる虫や魚が増えていきます。苔が生えない限り結局何も起こりません。苔が生えるということは栄養分と、浮き石と、光がすべて満たされている状態です。この状態を何とか、難しいのですが。粘土質は特に難しいです、対策をしても難しく、下手をすると半年はたまっていきます。何とかして改善していただきたいです。

小池委員 特に木を切ると水が少ないですからね。水がたくさんあればいいのですが。現状回復は難しいですね。

河合委員 悪循環になっていますね。

議 長 私たちの生活環境が水洗便所になり、確かに利排水が整備され良くなったわけですが、今三次市では、大きな三次全体の利排水の整備がこれからじゃないかと思えます。処理場ができた下流には、三次で一番大きな刺し網漁の集団があったのですが、そこでは魚が全然獲れなくなってダメになりました。施設の管理者にこれを言うと、川に流す水は飲める水なのだと言います。それならば水道につなげればよいのではないかと。魚にとっては人間以上に大変なことではないかと思えます。

小池委員 昔のきれいな川は見た目が濁っていても栄養がたっぷりありましたね。
河合委員 飲めるということと、魚にとっておいしいということは違いますからね。
山崎委員 人間が飲んでも大丈夫な基準ですと言いますよね。
議長 それでは、先ほど県から報告があった件ですが、本来であれば、本委員会が増殖目標を各漁協に示す、指示することになっているところですが、今年に限っては、コロナの影響で、県からの指導というかたちで、各漁協が増殖に取り組むということとされました。

また、今年12月の委員会で増殖目標を達成できたかどうかの検証と、来年の増殖目標を委員会で審議することになりますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、「その他」に移ります。委員の皆様から何か御意見等はございませんか。事務局からも何かありませんか。

山根次長 はい。資料の最後に、内水面漁場管理委員会が漁業法においてどのように規定されているかを、参考としてつけております。時間の都合で説明は省略させていただきますが、下線部を読んでいただけますとおおよそはわかると思いますので、よろしくお願いします。また、初めて委員になられて方もいらっしゃると思いますので、今後勉強会を、希望される方を募ってさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

山根次長 それでは、これをもちまして、第340回広島県内水面漁場管理委員会の議案はすべて終了しました。

第21期の委員会が本日スタートしました。これから4年間、委員会の運営について、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。本日の委員会を終了します。ありがとうございました。

(午後0時21分 閉会)